

別表第1 補助対象設備及び交付要件（第4条関係）

補助対象設備	交付要件
<p>1 太陽光発電設備 （自家消費型）</p>	<p>1 国実施要領別紙2の2のア（ア）に定める要件を満たすこと。</p> <p>2 自家消費型太陽光発電設備の発電電力量を計測する機器が設置されること。</p>
<p>2 蓄電池設備</p>	<p>1 国実施要領別紙2の2のア（イ）に定める要件を満たすこと。</p> <p>2 1で導入する太陽光発電設備の付帯設備であること。</p> <p>以下、国実施要領（一部抜粋）</p> <p>（1）原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。</p> <p>（2）停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。</p>
<p>3 エネルギー マネジメント システム</p>	<p>1 国実施要領別紙2の2のア（カ）に定める要件を満たすこと。</p> <p>2 1で導入する太陽光発電設備の付帯設備であること。</p> <p>以下、国実施要領（一部抜粋）</p> <p>（1）次のいずれかを満たすこと。</p> <p>ア 平時に省エネ効果（運用改善によるものを含む。）が得られるとともに、熱源・ポンプ・照明等の計量区分ごとにエネルギーの計量計測を行い、データを収集・分析・評価できる機器であること。</p> <p>イ システム内の発電量その他データに基づく需給調整の制御に必要な不可欠な機器であること。また、エネルギーマネジメントに必要なソフトウェア等、需給調整制御に必要な不可欠な最適化計算・制御を行うプログラム等も交付対象に含む。</p>

別表第2 補助対象経費及び補助率（第5条関係）

<p>補助対象設備</p>	<p>補助対象経費及び補助率等 なお、各補助対象設備の補助金交付上限額は別に定める。（公募実施要領記載のとおり）</p>
<p>1 太陽光発電設備 （自家消費型）</p>	<p>1 別紙補助対象経費の1／2以内 （算出した補助金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨て）</p>
<p>2 蓄電池設備</p>	<p>1 蓄電池の価格（円/kWh）の2／3以内 （算出した補助金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨て）</p> <p>2 価格等（以下、国実施要領（一部抜粋）） 地方公共団体設置（PPA・リース等により公共施設等に導入される場合を含む。） 蓄電池の価格（円/kWh）の2／3以内（ただし、下記価格（※）の2／3を上限とする。）</p> <p>※ 家庭用 （4,800Ah・セル未満）：15.5万円/kWh（工事費込み・税抜き）</p> <p>業務用 （4,800Ah・セル以上）：19.0万円/kWh（工事費込み・税抜き）</p> <p>ただし、家庭用：12.5万円/kWh、業務用：11.9万円/kWh以下（いずれも工事費込み・税抜き）の蓄電システムとなるよう努めること。</p>
<p>3 エネルギー マネジメント システム</p>	<p>1 補助率2／3以内 （算出した補助金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨て）</p> <p>2 補助対象経費 設備本体、計測機器</p>

別表第2別紙 補助対象経費

※国実施要領抜粋 別表第1 (交付対象事業費設備整備事業)

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用) ②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料) ③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。))

			④負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費、システムを用いて供給する事業の場合は送配電事業者の有するシステムへの電源線、遮断機、計量器、システム設備に対する工事費負担金（1.35万円/kW を上限とする。））
	（間接工事費）	共通仮設費	<p>事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。</p> <p>①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用</p> <p>②準備、後片付け整地等に要する費用、</p> <p>③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用</p> <p>④技術管理に要する費用</p> <p>⑤交通の管理、安全施設に要する費用</p>
		現場管理費	<p>事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>
		一般管理費	<p>事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>
	付帯工事費	<p>本工事費に付随する直接必要な工事（交付要件に定める柵塀に係る工事を含む。）に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。</p>	

	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費		<p>事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。</p> <p>また、地方公共団体が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合において、これに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p>
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費		<p>事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。</p> <p>また、地方公共団体が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合において、これに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の</p>

			費用をいう。PPA 契約やリース契約等により実施される場合、事業を行うために直接必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料を含むものとする。
事務費	事務費		事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいう。

別表第3 補助申請書の添付書類（第6条関係）

市長が定める 書類	<ol style="list-style-type: none">1 事業計画書（別紙1）2 収支予算書（別紙2）3 事業費及び補助対象経費を確認することができる見積書等4 設備の概要がわかる資料<ul style="list-style-type: none">・見積仕様書・設計書・設計図面・機器配置図・システム系統図・単線結線図5 太陽光発電設備等の設置完了後に締結する電力供給契約における電気料金単価設定の積算内訳書（電気料金から補助金交付額相当分が控除されていることを確認できる書類）6 その他市長が必要と認める書類
--------------	--

別表第4 実績報告の添付書類（第10条関係）

<p>市長が定める 書類</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業実績報告書（別紙1） 2 収支決算書（別紙2） 3 写真（施行前、施工中、施工完了時） 4 事業に係る支払等の証拠書類（見積書、発注書、請求書、払い込み受取書等） 5 事業に係る契約の証拠書類 6 その他市長が必要と認める書類
<p>提出期限</p>	<p>補助事業の完了後、市長が特に認めるものを除き、<u>補助事業の完了の日から起算して30日を超過する日又は補助事業の完了年度の2月末日のいずれか早い日までに提出。</u></p>